

安定的な木材確保システム運用マニュアル

目 次

| | | |
|------|--------------------------|---|
| 第1条 | 目的 | 2 |
| 第2条 | 目標 | 2 |
| 第3条 | 運用マニュアル及び付属規程の掲載 | 2 |
| 第4条 | システムの管理事務局・連絡先 | 2 |
| 第5条 | システムの利用時間 | 2 |
| 第6条 | システム専用フォーマット・共通規格部材・設定単価 | 2 |
| 第7条 | システム内の取引方法 | 3 |
| 第8条 | システムの利用登録方法 | 3 |
| 第9条 | システム内の閲覧制限 | 3 |
| 第10条 | 棟数設定 | 3 |
| 第11条 | システムの利用料等 | 3 |
| 第12条 | 登録内容変更 | 4 |
| 第13条 | 利用事業者の確約 | 4 |
| 第14条 | 事業者の登録拒否・取消 | 4 |
| 第15条 | 事業者の脱退 | 4 |
| 第16条 | システムの操作方法 | 4 |
| 第17条 | 必要な機器の準備等 | 4 |
| 第18条 | 契約 | 4 |
| 第19条 | 納品方法 | 5 |
| 第20条 | 支払方法 | 5 |
| 第21条 | 遅延損害金 | 5 |
| 第22条 | 納品の停止又は制限 | 5 |
| 第23条 | 相殺 | 5 |
| 第24条 | 期限の利益喪失 | 5 |
| 第25条 | 契約解除 | 5 |
| 第26条 | 契約不適合責任 | 5 |
| 第27条 | 秘密保持 | 6 |
| 第28条 | 個人情報の取扱い | 6 |
| 第29条 | 反社会的勢力の排除 | 6 |
| 第30条 | 禁止行為 | 6 |
| 第31条 | 不可抗力の免責 | 6 |
| 第32条 | トラブルの解決 | 6 |
| 第33条 | お知らせ | 7 |
| 第34条 | マニュアル等の変更 | 7 |
| 第35条 | システムの中断 | 7 |
| 第36条 | システムの終了 | 7 |
| 第37条 | 免責事項 | 7 |
| 第38条 | 準拠法・裁判管轄 | 7 |
| 第39条 | 附則 | 8 |

第1条 目的

1. 木材を安定的に確保が出来るように、日頃から愛媛県内の中小工務店と木材関連事業者が連携して、ICT技術等を活用しながら各主体が木材の需要に関する情報を適時的確に共有し、計画的な木材生産、需給の変動に応じた木材の融通を行うなど、愛媛県内における木材の安定的な確保のため及び品質の高い愛媛県産材を愛媛県内の住宅に、より多く使用してもらうため。

第2条 目標

1. 愛媛県産材 100%使用の住宅建築に活用されること
2. 愛媛県産材を消費者に周知及び理解してもらうこと
3. 愛媛県産材を本システムで使用するメリットの構築
4. 本システム利用事業者の拡大
5. 本システムが全国のモデルになること

第3条 運用マニュアル及び付属規程の掲載

1. 本運用マニュアル及び付属規程（システム利用料等規程）は、システム利用登録希望事業者に事前に開示して登録申込書で同意を得る。
2. 本運用マニュアル及び付属規程（システム利用料等規程）は、システム内に掲載する。

第4条 システムの管理事務局・連絡先

1. システム利用登録及びシステムに関する問い合わせ先、管理事務局とする。
 - ①管理事務局 一般社団法人 愛媛県中小建築業協会
 - ②就業時間 9:00 ~ 17:30(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、夏期休暇(8月14日~8月16日)、年末年始(12月29日~1月4日)、地方祭(10月7日)を除く。)
 - ③メールアドレス kyoukai@hime-ken.com
 - ④ホームページ <https://hime-ken.com>
2. 前項以外、臨時で運営日時の変更が発生した場合には、事前に第33条(お知らせ)に掲載して周知する。

第5条 システムの利用時間

1. システムの利用時間は、24時間とする。ただし、第35条(システムの中断)に該当することが発生した時、事前に周知が可能な場合は、第33条(お知らせ)に掲載し、一時的にシステムの全部又は一部が利用不可とする。

第6条 システム専用フォーマット・共通規格部材・設定単価

1. システム内で取引をする木材は、原則、構造材、羽柄材の樹種や寸法を定めたシステム専用フォーマット、構造材の樹種や寸法等を定めた共通規格部材と共通規格部材価格を定めた設定単価を使用する。
2. システム専用フォーマット及び共通規格部材は、システム内に掲載する。法律改正等によりシステム専用フォーマット及び共通規格部材の内容変更を行う場合は、事前に第33条(お知らせ)に掲載して周知する。
3. 設定単価は、3か月ごとに単価を改正する。単価の決定方法は、原木市場・製材事業所等に木材の現状価格を考慮して(株)林業商社天空の森と事務局で決定する。決定した単価を4月30日、7月31日、10月31日、1月31日にシステム内の設定単価表に掲載する。また、設定単価表には、当該単価の有効期間を明示する。

第7条 システム内の取引方法

1. システム内で取引が可能な事業者は、工務店とプレカット事業所とする。
2. システム内では、主に第6条(システム専用フォーマット・共通規格部材・設定単価)の構造材と羽柄材の取引とする。システム専用フォーマットに記載されている構造材は愛媛県産JAS材及び羽柄材(県産材の無い野地、床は対象外)は愛媛県産材を100%使用することを原則とする。見積は共通規格部材に記載されているものは、設定単価を使用し、共通規格部材に無い構造材、羽柄材は各通常単価で見積をする。
3. 工務店側は、見積依頼をする際に、平面図、立面図、矩計図、システム専用フォーマットをシステムにアップロードをして依頼する。システム内の入力方法については、第16条(システムの操作方法)の別紙「システム操作マニュアル」を参照
4. 見積書の有効期限は1か月とする。1か月を過ぎて注文した時に単価に変動があれば、再度見積依頼を行う。

第8条 システムの利用登録方法

1. 工務店がシステムを利用するには、一般社団法人愛媛県中小建築業協会の第一種会員に加入しなければならない。工務店以外は、当会に加入しなくても利用できる。第一種会員加入方法は、第4条(システムの管理事務局・連絡先)の事務局に連絡後、事務局が訪問して加入手続きを行う。会費が別途必要となる。
2. システム利用希望者から、利用希望の連絡後に事務局から登録申込書と本マニュアル及び付属規程(システム利用料等規程)、システム利用料振込口座をメールで配布する。利用希望事業者は、本マニュアル及び付属規程(システム利用料等規程)の内容に同意の上、登録申込書を事務局に提出する。
3. 事務局は、登録申込書内容及びシステム利用料の入金を確認して登録承認とする。登録承認後、利用希望者に会員専用ログインのメールアドレスおよびパスワード、登録完了通知書をメールする。
4. 会員専用ログインのメールアドレスおよびパスワードは、工務店、プレカット事業所、その他事業所で各専用に区分する。

第9条 システム内の閲覧制限

1. 売買取引をしている内容については、当該事業者以外は閲覧することができない。
2. 全ての利用事業者が共通して閲覧できる内容は次のとおりとする。
①登録事業者 ②総棟数及び残り棟数 ③設定単価表 ④お知らせ一覧
⑤年毎の総取引件数及び注文材種毎の注文本数(年毎の総本数)

第10条 棟数設定

1. このシステムでは、年度ごとに利用できる棟数を設定する。棟数の決定は(株)林業商社天空の森と事務局で行う。棟数はシステム内のダッシュボードの棟数情報に掲載する。
2. 事務局の判断で年度途中に棟数の変更を行うことがある。変更をする場合は、事前に第33条(お知らせ)に掲載して周知する。

第11条 システム利用料等

1. システム利用料は、年間利用料を徴収する。金額は付属規程(システム利用料等規程)で定める。
2. 年間利用料の利用期間は、毎年4月1日から翌年3月末までとし、入会時は、登録申込書提出時に速やかに徴収する。更新時は、事務局から期間満了日の1か月前を目安に更新案内を利用事業者にもメールをする。更新希望事業者から年間利用料を、毎年3月31日までに徴収する。ただし、年度途中での入会又は脱退の場合は年間利用料を月割で徴収する。

第12条 登録内容変更

1. 利用事業者は、登録内容に変更が生じた時は、登録内容変更届を事務局にメールで提出をする。
2. 登録内容変更届の用紙は、第4条(システムの管理事務局・連絡先)のホームページからダウンロードをする。

第13条 利用事業者の確約

1. 利用事業者は、通常業務に支障のない限りで、愛媛県産材のPRに協力する。PRには、システム内に掲載している専用PRパンフレットを使用する。
2. 利用事業者は、反社会的勢力のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、及び自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計を用い又は威力を用いてシステムの信用を毀損し又は業務の妨害をする行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。

第14条 事業者の登録拒否・取消

1. 過去に第30条(禁止行為)の違反等により、登録取消の処分を受けている事業者は登録拒否とする。
2. 登録申込書の内容が虚偽の情報が含まれている場合は登録拒否とする。
3. システムの運営、サービス提供若しくは他の利用者の妨害する又はそれらに支障をきたす行為を行った場合やそのおそれがあると事務局が合理的な理由に基づき判断した場合は登録拒否とする。
4. 役員及び従業員、主要な出資者、経営に実質的関与する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)に該当する事業者は登録拒否とする。
5. 登録後、前項及び第30条(禁止行為)に該当することが判明、又は該当することとなった者及び事業者は登録取消とする。

第15条 事業者の脱退

1. 脱退を希望する事業者は、事務局に所定用紙の脱退届をメールで提出し承認されると脱退完了となる。
2. 脱退届の用紙は、第4条(システムの管理事務局・連絡先)のホームページからダウンロードをする。

第16条 システムの操作方法

1. システムの操作方法は、別紙「システム操作マニュアル」を参照
2. 別紙「システム操作マニュアル」は、システム利用事業者登録完了後、工務店又はプレカット事業者事務局からメールで配布する。

第17条 必要な機器の準備等

1. システムを利用するために必要なコンピューターその他の機器、通信回路その他の通信環境等は、利用事業者の費用と責任において準備し維持する。

第18条 契約

1. システム内で、工務店側が発注をしてプレカット側が承諾した時を契約の成立日とする。ただし、双方で書面の契約書を取り交わす場合は、取引基本契約書又は個別契約書の締結日を成立日とする。
2. 取引基本契約書又は個別契約書を締結した場合、このマニュアルと重複する内容については、契約書に記載されている内容を有効とする。ただし、契約書に記載されていない内容は、このマニュアルを有効とする。

第 19 条 納品方法

1. 工務店側及びプレカット側間で合意した場所で納品をする。

第 20 条 支払方法

1. 工務店側及びプレカット側間で合意した支払日及び支払方法で代金を支払う。

第 21 条 遅延損害金

1. 工務店側が代金の支払いを怠ったときは、工務店側はプレカット側に対し遅滞の翌日から完済の日まで、年 10%の割合による遅滞損害金を支払う。

第 22 条 納品の停止又は制限

1. 工務店側が第 20 条(支払方法)又は第 21 条(遅延損害金)に違反した場合は、プレカット側は何等の通知催告を要せず出荷を停止又は制限することが出来る。

第 23 条 相殺

1. プレカット側は、契約に基づき工務店側に対して有するすべての債権と、工務店側がプレカット側に対して有するすべての債権とを対等額をもって、期限の如何に関わらず、いつでも相殺することが出来る。

第 24 条 期限の利益喪失

1. 工務店側が下記各号のいずれかに該当したときは、工務店側は当然に本契約によるすべての債務につき期限の利益を失い、債務の全額を一時に支払う。

- ①第三者から仮差押、強制執行、担保権の実行としての競売の申立若しくは国税徴収法による滞納処分を受け、又は破産、特別清算、民事再生手続開始の申立を受け、あるいは自ら申立をしたとき。
- ②債務の支払を 1 回でも怠ったとき、又は手形、小切手を 1 回でも不渡りにしたとき。
- ③資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると思われる相当の理由があるとき。
- ④その他本契約に違反したとき。

第 25 条 契約解除

1. 工務店側が第 24 条(期限の利益喪失)各号のいずれかに該当したときは、プレカット側は何等の通知、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
2. 契約の解除をしたときは、プレカット側は、工務店側に対し、損害の賠償を請求することができる。

第 26 条 契約不適合責任

1. 引き渡された商品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、工務店側はプレカット側に対し商品の修補、代替物の引渡し、又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
2. 前項に規定する場合、工務店側が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、工務店側は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
3. 工務店側は商品の引渡しを受けた後遅滞なくこれを検査し、契約に適合しないことを発見したときは、引渡しより 1 週間以内にその旨証拠書類又は説明資料を付してプレカット側に通知するものとし、通知がなされなかった契約の不適合に関しては工務店側は第 1 項及び第 2 項の権利を失う。
4. 工務店側は、前項の検査において発見できなかった契約の不適合について後日発見した場合、その不適合を知った時から 1 年以内にその旨をプレカット側に通知するものとし、通知がなされなかったときは、工務店側は

その不適合を理由として履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。

第 27 条 秘密保持

1. 工務店側及びプレカット側は、契約内で知り得た相手方の技術上又は営業上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

第 28 条 個人情報の取扱い

1. システム内における個人情報の管理等について、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、個人情報が漏洩、滅失することのないよう、セキュリティ対策を講じる。
2. システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みとして、情報システム及び機器にウイルス対策ソフトウェアを導入する。
3. 個人情報が記載された書類を保管する場合は、盗難等の漏洩を防ぐため、鍵付き書棚、脇机、金庫等に保管する。

第 29 条 反社会的勢力の排除

1. 工務店側及びプレカット側は、お互いの役員及び従業員、主要な出資者、経営に実質的関与する者が、反社会的勢力に該当しないことを保証する。
2. 工務店側及びプレカット側は、相手側が第 1 項に該当したとき、何らの催告をなさず契約を解除することができる。
3. 工務店側及びプレカット側は、前 1 項に基づいて契約を解除したとき、それによって生じた一切の損害を賠償する責任を負わない。

第 30 条 禁止行為

1. 利用事業者は、以下の行為をしてはならない。
 - ①法令又は公序良俗に違反する行為
 - ②犯罪行為に関連する行為
 - ③システム機能を破壊したり、妨害したりする行為
 - ④システム内で知り得た情報を商業的に利用する行為
 - ⑤システム内で知り得た個人情報等の収集及び漏洩行為
 - ⑥反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為
 - ⑦システム年間利用料の滞納行為
 - ⑧その他、事務局が不適切と判断した行為
2. 前項の禁止行為をした事業者は、第 14 条(事業所の登録拒否・取消)の登録取消とする。

第 31 条 不可抗力の免責

1. 天災地変、プレカット側の関与しない労働争議、その他やむを得ない事由によりプレカット側の商品引渡しに支障が生じてもプレカット側は免責される。

第 32 条 トラブルの解決

1. システム利用に関連して利用事業者間又は利用事業者と第三者間で発生したトラブルに関して、利用事業者は各自の費用及び責任で解決するものとし、事務局は当該トラブルに一切関与しない。

第 33 条 お知らせ

1. システム利用事業者に必要な情報が発生した時は、事務局がシステム内ダッシュボードのお知らせ一覧に掲載する。掲載すると同時に利用事業者の登録メールアドレスに通知されるが、メールに内容は記載されないため、利用事業者はシステムにログインして内容を確認する。

第 34 条 マニュアル等の変更

1. 事務局は、必要に応じて本運用マニュアルの内容を随時変更できるものとする。その場合事前に第 33 条(お知らせ)で周知する。
2. マニュアルの変更後に、利用事業者がシステムを利用した場合には、利用事業者が変更内容に同意をしたとみなされる。なお、変更に同意しない利用事業者は、第 15 条(事業者の脱退)の手続きを行う。

第 35 条 システムの中断

1. 事務局は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、利用事業者に事前に周知が可能な場合は、第 33 条(お知らせ)に掲載し、一時的にシステムの全部又は一部を中断する事ができる。
 - ①サーバー、通信回線、その他の設備の故障、障害の発生又はその他の理由の場合
 - ②定期的な又は緊急のシステム(サーバー、通信回線や電源、それらを収容する建築物などを含む)の保守、点検、修理、変更を行う場合
 - ③火災、停電等の場合
 - ④地震、洪水、津波等の天災の場合
 - ⑤戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等その他不可抗力の場合
 - ⑥法令又はこれに基づく措置の場合
 - ⑦その他運用上又は技術上、事務局が必要と判断した場合

第 36 条 システムの終了

1. 事務局は、任意の理由により、システムの終了が出来る。終了する場合には、事務局が適当と判断する方法で、可能な限り事前に利用事業者はその旨を通知し、又は公表する。

第 37 条 免責事項

1. 事務局は、システム利用に関して利用事業者が被った損害又は損失については、一切の責任を負わない。
2. 事務局は、第 34 条(マニュアル等の変更)第 35 条(システムの中断)、第 36 条(システムの終了)があった場合等を含め、利用事業者が被った損害又は損失については、一切の責任を負わない。
3. 事務局は、第 32 条(トラブルの解決)があった場合に利用事業者又は第三者が被った損害又は損失については、一切の責任を負わない。
4. 事務局は、利用事業者がシステムを通じて得る情報などについて、その完全性、正確性、確実性、有用性など、いかなる保証も行わない。

第 38 条 準拠法・裁判管轄

1. 本マニュアルに関する準拠法は日本法とする。
2. 本システムに関する一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む)は、被告の本社所在地を管轄とする地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 39 条 附則

1. このマニュアルは、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本マニュアルには、次の規程を付属する。
 - (1) システム利用料等規程

システム利用料等規程

(運用マニュアルの付属規程)

第1条 本規定の目的

1. 本規程は、安定的な木材確保システム運用マニュアル(以下「運用マニュアル」という。)第11条1項に基づき、年間利用料に関する事項を定めたものとする。

第2条 年間利用料

1. 年間利用料の金額は、(株)エス・ピー・シーと事務局で決定する。
2. 年間利用料は、毎年4月から翌年3月までを1年間として、年間 12,000 円とする。入会時は、登録申込書提出時に速やかに集金または振込で徴収する。更新時は、該当期間の3月31日までに集金または振込で徴収する。ただし、年度途中での入会又は脱会の場合は年間利用料を月割で徴収する。

第3条 料金の改正

1. システム機能の改良及び追加、やむを得ない事情により年間利用料を改正することがある。
その場合には、原則、改定日を4月1日とし、1か月前には運用マニュアル第33条(お知らせ)で周知する。
1. この規程は、令和6年4月1日から施行する。